

第3回及び第4回廃棄物処理制度小委員会における主な指摘事項一覧

1. 不適正ヤード問題への対応

	御指摘
1	地域の実情に応じた柔軟な制度的措置について、例えば、規制が厳しい地域から規制が緩い地域に流れていくといったように、状況の変化も想定されるため、状況の変化に応じられるような柔軟な制度を検討いただきたい。
2	ナショナルミニマムの部分が国の法律でカバーされれば条例による規制は不要。国の一律的な制度のもとで適切に執行・運用されればよく、最低限は法律で担保し、追加的な規制等が必要であると判断した場合は条例制定を許容するような設計が望ましい。
3	不適正ヤード問題で苦しんでいる自治体は法律でも厳しく対応することを望んでおり、自治体単独で対応できればそれで済むと考えていない自治体もある。
4	ほかの法令の仕組みとのバランスについて検討する必要があるが、より高い実効性が期待できるのは許可制である。
5	許可制・届出制の関係について、計画変更命令付きの届出や操業停止命令制度の構築により実効性を担保するとなると、届出制と言いつつも、より許可制に近いと考える。用語として届出や許可にこだわらず、実質的に許可制に近い届出制を導入するのであれば、むしろシンプルな制度（許可制）とした方が良い。
6	マンパワーを割けない自治体からは許可制に対する批判もあるため、それも検討事項の1つと考える。
7	トレーサビリティの構築について、様々な委員会等で議論がされており、異なる制度が構築されると混乱を招く恐れがあるため、他の制度との連携も意識していただきたい。
8	法レベルで一定範囲は規制する際に、既に条例を制定している自治体が、新しい法律が出来たことで今までの体制で動くことに支障が出てはいけなないので、立法の段階でケアすることが必要。特に事業場を把握していない自治体の事情にも配慮を。
9	登録制や届出制についても、登録事項や届出事項を精査し、当該事項に準じて事業がされているのかをフォローアップすることでマンパワーがかかる。現場の負担感にどの程度影響するか、執行面も含め総合的に考える必要があると考える。
10	ヤードの数が少ない都道府県は届出制のほうが良いと考えている可能性があり、その点も含め検討が必要。
11	環境保全と国内における資源循環といった論点から規制強化は重要。まず対象品目を拡大する、あるいは許可制にすることで、県や市町村が判断しやすくなることが重要。回収に関する取組を強化することも重要。
12	本質的な課題として、廃棄物処理法の中で廃棄物ではないものをどう扱うのかという問題も考えられる。ドイツのように廃棄物と循環資源が1つの法律で定められている場合は検討しやすいが、日本の場合は法律の壁を越える仕組みをどのように制度化するのか、考えがあれば教えていただきたい。
13	ヤード環境対策に関して、制度的措置を講じるということは非常に重要だと認識しているが、国内での循環経済ビジネスの促進に繋げるという視点を改めて重視していただきたい。
14	資源循環を促進する一方で事故や環境影響を減らすための制度的枠組みを構築するには、有害性の特性に応じた規制の枠組みを整理した上で、例えばリチウムイオンを搭載している製品の使用方法や有害性に関する情報を、廃棄物管理において一体的に考慮する必要がある。
15	中国製品の蓄電池による事故が増え、純正品以外の製品も使用されており、実態は日々変化している。実態に沿った中で、より事故や環境影響が低減されるためには、製造者からの情報が自治体などにも適切に共有されるシステムの構築が必要ではないか。

## 2. 資源循環ネットワーク・拠点調査事業について

	御指摘
1	調査先として、エリアを指定した複数の循環資源の組み合わせとそのパターンが例示されているが、地域循環共生圏や都市と農村など、地方との関係性といった観点も重要である。
2	北九州と室蘭の両地域はエコタウンという実績もあるが、PCB事業を支えてきた地域でもある。PCB事業を支えた地域に対する感謝の念を全国的に持つ必要がある、今後の発展に向け、ネットワーク拠点調査の調査先としているのは合理的である。
3	北九州と室蘭の両地域は統合型拠点として整理されているが、具体的な事業例が見え始めているのか、現時点での情報共有をしていただきたい。
4	循環資源をどのように確保するか、そしてそれをどのように高品質化していくかというところが本調査における非常に重要な観点であるが、併せて、有害物質の循環を防ぐための有害物質管理の観点を含めていただきたい。
5	(※再掲) 本質的な課題として、廃棄物処理法の中で廃棄物ではないものをどう扱うのかという問題も考えられる。ドイツのように廃棄物と循環資源が1つの法律で定められている場合は検討しやすいが、日本の場合は法律の壁を越える仕組みをどのように制度化するのか、考えがあれば教えていただきたい。
6	資源循環ネットワークの形成・拠点の構築について、市場原理に任せる形だと無理があり、どう解決していくか検討していくことは重要である。
7	資源循環ネットワーク形成について、それぞれの拠点が地域における資源循環のハブとなり、循環経済ビジネスの振興を通じて地域住民のウェルビーイングにも繋がることを十分意識していただくことが重要ではないかと考える。

## 3. PCB廃棄物への対応

	御指摘
1	使用中の低濃度PCB使用製品及び疑い製品に関する制度見直しにおいては、中小企業等を含めて裾野が広いという問題があり、社会全体での適切な管理及び処理を進めていくための届出制度の導入が重要。
2	届出制とした場合は、製品の使用スパン次第で自治体が監視を続ける年月も異なり、加えて県境を超える可能性もあるため、届出が機能するかどうか気になる。環境省でデータベースを作成し把握することも一つの方法。
3	低濃度PCB含有製品について、電気事業法などの既存制度との綿密な協調関係の構築を期待する。製品管理にあたっては循環資源利用を目指す中で様々な制度が関係すると認識しており、製品管理という側面における重要な先進事例になり得ると期待している。
4	低濃度PCB使用製品の中には既に電気事業法で届出がされている製品もあると考える。追加の届出制度を設けると2方向に届け出るなど煩雑になると考えており、可能な限り申請や進捗管理が複雑にならない方法を工夫する必要がある。
5	低濃度PCB含有製品について、中小企業では製品管理に加え届出を出すことは負担であり、いかに業界団体としてサポートするか、環境省としても具体的な支援策があるとよいと考えており、高濃度とは異なり、中小企業をどのように巻き込むか検討いただきたい。
6	自治体の負担軽減も非常に重要な点と考える。これまで高濃度PCB廃棄物の処理が進められてきた背景には自治体の協力もあったため、低濃度PCBでも同様に協力いただけるような形が望ましい。
7	社会中に存在するストックとしての有害物の把握等管理責任について、自治体の負担軽減だけでなく所有者も含めた双方の負担軽減について検討いただきたい。
8	把握等の管理責任が一定程度整備された後は、災害時にも把握できるようアップデートしていくことが必要と考える。
9	低濃度PCB含有塗膜について、不十分な管理状態のもと上から塗装を重ねると、後々履歴が不明になることもあるため、再塗膜については慎重に考え、技術的に可能となった段階で最終的に除去するという含めて検討を。
10	低濃度PCB塗膜について、含有の有無は分析を実施しないと把握できないため、計画策定の義務付けといった方向性はよいと考えるが、計画策定の対象者や対象となる建築物や設備を有するといったことを判別するような工夫が必要である。
11	事務負担の軽減について、代執行の必要性も理解しているが、代執行に係る自治体の負担は事務的にも財政的にも小さくないため、制度化するのであれば、国の技術的かつ財政的な支援も併せて検討が必要。

#### 4. 災害廃棄物への対応

	御指摘
1	災害支援協定においては有事の備えを念頭に置きながら、発災地域の事業者には過度な負担がかからないよう配慮することが重要であるため、関係者間でコミュニケーションを十分に取りつつ、地域ごとの異なる特徴、取り組む自治体や事業者の実態を十分に把握した上で進める必要がある。このため、現時点では義務化を前提とせず、制度的な対応について検討することが適切ではないかと思う。
2	災害廃棄物の処理は、地域事情や災害の規模・種類によって対応が異なるが、今回検討される対応において前提とする災害はどのようなものか、説明いただきたい。
3	公費解体時のアスベストチェック体制の明確化、GIS上でのアスベスト台帳や露出状況調査結果のプロットによるアスベスト情報と災害廃棄物処理に関する情報との連動や、建築物石綿含有建材調査者の権限や役割の拡充について検討いただきたい。
4	アスベスト対策については、建物の解体に関し大気汚染防止法の改正を複数回行っているため、その点も整理いただきたい。
5	受援体制の充実は重要と考えており、既に環境省が実施しているブロック協議会がネットワークづくりなど様々な場面で機能していると実感しており、既に機能している取組については成果として評価した上で取りまとめていただきたい。
6	受援体制は、廃棄物処理だけでなく災害対応の中で議論される事項と考える。災害対策基本法による地域防災計画と一体的に策定するなど、地域によって体制が異なることを踏まえ、災害との連携を考えないと現場では機能しないと懸念している。
7	環境省の人材バンクや県のバックアップなどの市町村への支援については、市町村の処理計画に記載するのではなく国や県の計画で担保することになると思うが、どの計画で何を担保できるか議論が必要。県が市町村の廃棄物処理の体制を代替するのは体制上困難であり、例えば市町村レベルの広域連携の枠組みや連携中枢都市圏などを活用して、広域の処理計画を策定して担保するほうが効果的。
8	計画策定については閣議決定されたナビゲーションガイドがあるため、地域の体制に応じた取組が望ましい。地域や地理的な繋がりと一体的・広域的に受援体制を構築することは欠かせない。
9	廃棄物処理と公費解体における専門支援機能について、新しい組織を立ち上げるのか、例えば環境省にそうした組織を置くのか、置いた場合は平時に何をするのか、具体的なイメージについて議論されている内容があれば説明を。
10	専門支援機関の確立に向けた制度化の検討について、廃棄物分野だけでなく他分野での成功事例や課題といった知見があれば説明いただきたい。
11	専門支援機能が平時の取組として、例えば基盤的なデータの更新等、平時にも使える取組が行われるとよい。また、データを使いこなせる人が専門支援機能に入っているとよい。災害時のみとするとアップデートできないこともあり得るので、平時と発災時を繋ぐような検討が望ましい。
12	小規模自治体は計画策定で手一杯ということもある。事例を他自治体へ横展開されるように環境省から発信いただき、また、策定した計画が発災時に機能するように図っていただきたい。
13	災害支援協定について、具体的にどのような制度設計を想定しているのか、検討スケジュールと合わせて現段階でのイメージがあれば、お聞きしたい。
14	計画の実効性確保に向けて、各自治体が人材を確保するのではなく、都道府県や地方環境事務所など一定のエリアで専門人材を配置し、自治体の人員不足や知識不足といった課題に対して伴走型の支援を行いながら、地域内の知見の蓄積を図っていただきたい。地域事情に明るい人材の配置を行うといった受援体制の整備を通じて、より効果的な人的支援を行っていただきたい。
15	災害支援協定には都道府県や市町村など様々な主体があるため、主体別の役割を整理いただきたい。また、協定締結時に互いに事務的負担が生じないように配慮いただきたい。加えて、指揮命令系統が混乱することがないように予め専門支援機能の役割を明確にし、支援者が効率のかつ様々な場所で活躍できるような専門支援機能の確立をお願いしたい。
16	災害廃棄物処理計画について、できるだけ広域的（都道府県レベル）な計画の中に市町村に関わる部分も盛り込む、もしくは、多数の基礎自治体で共同策定を可能にするなど広域的な内容について定めるものとして検討いただきたい。
17	災害廃棄物処理計画の中に災害支援協定を押し込めることがないように、協定の柔軟な活用を図っていただきたい。
18	発災初期は民間事業者が自前で動かないといけなないのが実情である。災害支援協定に地方銀行などを加え、平時から資金面について協議していただけると非常に良いと考える。

	御指摘
19	災害廃棄物を受け入れるという最終処分場については、何らかの支援が必要ではないか。嵩上げや拡張時における変更届の手続きの簡素化など、災害廃棄物を受け入れる最終処分場が整備されやすくなるような制度的な支援について検討いただきたい。
20	現場での解体に関して、私的財産の制限や持ち主不詳、権利者関係など、現場で解体が進まない大きな要因について別途議論されることだが、ぜひ前向きな議論をお願いしたい。
21	横断的な調整支援を行う専門支援機関の確立は今後の議論のポイントと考える。防災庁の創設に関する議論との関連や、極端な例ではあるがアメリカのFEMA（連邦緊急事態管理庁）など制度化や組織化の事例もあると思う。
22	仮置場における分別など住民理解を得ることが、制度を運用していく上で不可欠。加えて、巨大災害の発災時には計画通りとならない状況も想定されるため、リスクツリー的な考え方が計画の中に含まれるべき。
23	過去の災害支援では、ボランティア団体の存在が非常に大きい。支援体制の中にボランティア団体の存在が含まれているか否かお聞きしたい。
24	現地支援において住民のストレスや不安を速やかに取り除くことを一番に心がけており、様々な決まり事をルール化している。他の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）のメンバーは派遣の基準や仕組みに関する決まり事があるのか、また、環境省はそれを把握しているのか。
25	災害支援協定の締結は非常に大きいと考えるが、協定通りに機能しないことも想定されるため、機材や人員、最終処分場の残余容量などの事前把握が重要と考える。